

市民委員会資料①

1 平成24年第4回定例会提出予定議案の説明

- (8) 議案第182号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の制定について
- (9) 議案第183号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の制定について
- (10) 議案第184号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- (11) 議案第185号 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

資料1 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定について

資料2 条例案概要

- ・ 指定通所支援事業……………P. 1
- ・ 指定障害児入所施設……………P. 16
- ・ 児童福祉施設……………P. 23
- ・ 婦人保護施設……………P. 42

資料3-1 パブリックコメント手続実施結果について

(児童福祉施設、指定障害児事業などに関する基準)

資料3-2 パブリックコメント手続実施結果について

(婦人保護施設に関する基準)

市民・こども局こども本部

(平成24年11月21日)

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定について

1 経過

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号(第1次一括法)及び平成23年法律第105号(第2次一括法))の制定により、児童福祉法等が改正され、これまで国の法令で全国一律に定められていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、障害児福祉施策における指定事業の指定基準等に関して、地方自治体が条例で定めることとなった。

2 制定する条例について

議案第182号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

議案第183号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

議案第184号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

議案第185号

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

3 条例の内容について

基準を条例で定めるに当たって、法令で「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されており、4条例ともに、原則として国の基準どおり条例を定めるものとする。

◎市の独自基準について

事故防止の対策等について

施設等において児童の安全な成育環境を確保するため、事故防止対策等の基準を新たに追加する。

- ・定期的な施設及び設備の安全点検と職員教育その他事故防止のため必要な対策(議案第182号、第183号及び第184号関係)
- ・児童福祉施設の入所者に事故が発生した場合の家族や市等への速やかな連絡と必要な措置(議案第184号関係)

保育所の居室の床面積一乳児室の面積基準について(議案第184号関係)

保育所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3㎡以上とする。

経過措置として、平成25年3月31日までに設置された保育所(条例の施行日以後に増改築されたものを除く。)については、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、1.65㎡以上とする。

条 例 案 概 要

〔目 次〕

- 指定通所支援事業…………… P. 1
- 指定障害児入所施設…………… P. 1 6
- 児童福祉施設…………… P. 2 3
- 婦人保護施設…………… P. 4 2

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 概要

【第1章 総則（第1条～第4条）】

条 項	概 要
第1条	趣旨
第2条	用語の意義及び字句の意味
第3条	指定障害児通所支援事業者の資格
第4条	指定障害児通所支援事業者等の一般原則

【第2章 児童発達支援（第5条～第62条）】

条 項	概 要
第1節	基本方針
第5条	基本方針
第2節	人員に関する基準
第6条	従業者及びその員数(児童発達支援センターを除く) 指導員又は保育士 障害児数:10人までのもの:2人以上 障害児数:10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 機能訓練担当職員:機能訓練を行う場合 指導員又は保育士数に含めることができる 従業者及びその員数(主として重症心身障害児を通わせる事業所) 嘱託医:1人以上 看護師:1人以上 児童指導員又は保育士:1人以上 機能訓練担当職員:1人以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 指定児童発達支援の単位 第1項第1号の指導員又は保育士:1人以上常勤 第1項第2号の児童発達支援管理責任者:1人以上は専任かつ常勤
第7条	従業者及びその員数(児童発達支援センター) 嘱託医:1人以上 児童指導員及び保育士:1人以上でおおむね障害児数を4で除して得た数以上 栄養士:1人以上(40人以下置かないことができる) 調理員:1人以上(調理委託置かないことができる) 児童発達支援管理責任者:1人以上 機能訓練担当職員:機能訓練を行う場合 ※指導員又は保育士数に含めることができる 主として難聴児を通わせる事業所に置く従業者 第7条第1項各号 嘱託医:1人以上 児童指導員及び保育士:1人以上でおおむね障害児数を4で除して得た数以上 栄養士:1人以上(40人以下置かないことができる) 調理員:1人以上 児童発達支援管理責任者:1人以上

条 項	概 要
	言語聴覚士:単位ごとに4人以上 指導員又は保育士数に含めることができる 機能訓練担当職員:機能訓練を行うために必要な数 指導員又は保育士数に含めることができる 主として重症心身障害児を通わせる事業所 第7条第1項各号 嘱託医:1人以上 児童指導員及び保育士:1人以上でおおむね障害児数を4で除して得た数以上 栄養士:1人以上(40人以下置かないことができる) 調理員:1人以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 看護師:1人以上 機能訓練担当職員:1人以上 指定児童発達支援の単位 従業者の専従
第8条	管理者の設置
第9条	従たる事業所を設置する場合における特例
第3節	設備に関する基準
第10条	児童発達支援センターを除く事業所 訓練指導室、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品 訓練に必要な機械器具等の設置 設備、備品等は事業の用に供する(ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない)
第11条	児童発達支援センター 指導訓練室 遊戯室 屋外遊戯場(付近の場所含む) 医務室 相談室 調理室 便所 指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品 主として重症心身障害児を通わせる事業所 指導訓練室 遊戯室(設けないことができる) 屋外遊戯場(付近の場所含む、支障がない場合設けないことができる) 医務室(支障がない場合設けないことができる)

条 項	概 要
第11条	相談室(支障がない場合設けないことができる) 調理室 便所 指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品 第1項の設備基準(難聴児・重症心身障害児はこの限りでない) 訓練指導室 定員:おおむね10人 床面積:2.47㎡以上 遊戯室 床面積:1.65㎡以上 主として知的障害のある児童を通わせる事業所 静養室 主として難聴児を通わせる事業所 聴力検査室 第1項、第3項の設備は事業の用に供する(ただし支障がない場合は併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる)
第4節	運営に関する基準
第12条	利用定員
第13条	内容及び手続の説明及び同意
第14条	契約支給量の報告等
第15条	提供拒否の禁止
第16条	連絡調整に対する協力
第17条	サービス提供困難時の対応
第18条	受給資格の確認
第19条	通所給付費の支給の申請に係る援助
第20条	心身の状況等の把握
第21条	指定障害児通所支援事業者等との連携等
第22条	サービスの提供の記録
第23条	指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等
第24条	通所利用者負担額の受領
第25条	通所利用者負担額に係る管理
第26条	障害児通所給付費の額に係る通知等
第27条	指定児童発達支援の取扱方針
第28条	児童発達支援計画の作成等
第29条	児童発達支援管理責任者の責務
第30条	相談及び援助
第31条	指導、訓練等

条 項	概 要
第32条	食事
第33条	社会生活上の便宜の供与等
第34条	健康管理
第35条	緊急時等の対応
第36条	通所給付決定保護者に関する市町村への通知
第37条	管理者の責務
第38条	運営規程
第39条	勤務体制の確保等
第40条	定員の遵守
第41条	非常災害対策
第42条	衛生管理等
第43条	協力医療機関
第44条	重要事項の掲示
第45条	身体拘束等の禁止
第46条	虐待等の禁止
第47条	懲戒に係る権限の濫用禁止
第48条	秘密保持等
第49条	情報の提供等
第50条	利益供与等の禁止
第51条	苦情への対応等
第52条	地域との連携等
第53条	事故防止の対策
第54条	事故発生時の対応
第55条	会計の区分経理
第56条	記録の整備
第5節	基準該当通所支援に関する基準
第57条	従業者及びその員数 指導員又は保育士 障害児数:10人までのもの:2人以上 障害児数:10人を超えるもの:障害児の数を5で除して得た数以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 基準当該児童発達支援の単位
第58条	設備 指導訓練を行う場の確保、その他必要な設備、備品等 訓練指導行う場合は必要な機械器具等 設備、備品は事業の用に供する(ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない)
第59条	利用定員

条 項	概 要
第60条	準用 第5条 基本方針 第8条 管理者の設置 第4節運営に関する基準(第12条、第24条1項及び4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条、第52条2項を除く)
第61条	指定生活介護事業所に関する特例
第62条	指定通所介護事業所に関する特例

【第3章 医療型児童発達支援（第63条～第72条）】

条 項	概 要
第1節	基本方針
第63条	基本方針
第2節	人員に関する基準
第64条	従業者及びその員数 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 児童指導員:1人以上 保育士:1人以上 看護師:1人以上 理学療法士又は作業療法士:1人以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 機能訓練担当職員:言語訓練等を行う場合 従業者の専従
第65条	準用(第8条の規定)
第3節	設備に関する基準
第66条	医療法に規定する診療所として必要とされる設備(病室に係る部分に限る) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室 浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備 階段の傾斜緩やかにすること 第1項各号の設備は事業の用に供する。ただし支障がない場合は同項第1号を除き併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
第4節	運営に関する基準
第67条	利用定員
第68条	通所利用者負担額の受領
第69条	障害児通所給付費の額に係る通知等
第70条	通所給付決定保護者に関する市町村への通知
第71条	運営規程
第72条	準用 第13条 内容及び手続の説明及び同意 第14条 契約支給量の報告等 第15条 提供拒否の禁止 第16条 連絡調整に対する協力 第17条 サービス提供困難時の対応 第18条 受給資格の確認 第19条 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助

条 項	概 要
第72条	第20条 心身の状況等の把握 第21条 指定障害児通所支援事業者等との連携等 第22条 サービス提供の記録 第23条 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等 第25条 通所利用者負担額に係る管理 第27条 指定児童発達支援の取扱方針 第28条 児童発達支援計画の作成等 第29条 児童発達支援管理責任者の責務 第30条 相談及び援助 第31条 指導、訓練等 第32条 食事 第33条 社会生活上の便宜の供与等 第34条 健康管理 第35条 緊急時等の対応 第37条 管理者の責務 第39条 勤務体制の確保等 第40条 定員の遵守 第41条 非常災害対策 第42条 衛生管理等 第44条 重要事項の掲示 第45条 身体的拘束等の禁止 第46条 虐待等の禁止 第47条 懲戒に係る権限の濫用禁止 第48条 秘密保持等 第49条 情報の提供等 第1項 第50条 利益供与等の禁止 第51条 苦情への対応等 第52条 地域との連携等 第53条 事故防止の対策 第54条 事故発生時の対応 第56条 記録の整備

【第4章 放課後等デイサービス（第73条～第82条）】

条 項	概 要
第1節	基本方針
第73条	基本方針
第2節	人員に関する基準
第74条	従業員及びその員数 指導員又は保育士 障害児数が10人までのもの:2人以上 障害児数が10人を超えるもの:障害児の数を5で除して得た数以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 機能訓練担当職員:機能訓練を行う場合に必要な数 指定放課後等デイサービスの単位 第1項第1号の指導員又は保育士:1人以上は常勤 児童発達支援管理責任者:1人以上は専任かつ常勤
第75条	準用 第8条 管理者の設置 第9条 従たる事業所を設置する場合の特例
第3節	設備に関する基準
第76条	訓練指導室、指定放課後デイサービス提供に必要な設備及び備品 訓練等に必要な機械器具等の設置 第1項の設備は事業の用に供する(ただし支障がない場合は併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる)
第4節	運営に関する基準
第77条	利用定員
第78条	通所利用者負担額の受領
第79条	準用 第13条 内容及び手続の説明及び同意 第14条 契約支給量の報告等 第15条 提供拒否の禁止 第16条 連絡調整に対する協力 第17条 サービス提供困難時の対応 第18条 受給資格の確認 第19条 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 第20条 心身の状況等の把握 第21条 指定障害児通所支援事業者等との連携等 第22条 サービス提供の記録 第23条 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 第25条 通所利用者負担額に係る管理

条 項	概 要
第79条	第26条 障害児通所給付費の額に係る通知等 第27条 指定児童発達支援の取扱方針 第28条 児童発達支援計画の作成等 第29条 児童発達支援管理責任者の責務 第30条 相談及び援助 第31条 指導、訓練等 第33条 社会生活上の便宜の供与等 第35条 緊急時等の対応 第36条 通所給付決定保護者に関する市町村への通知 第37条 管理者の責務 第39条 勤務体制の確保等 第40条 定員の遵守 第41条 非常災害対策 第42条 衛生管理等 第43条 協力医療機関 第44条 重要事項の掲示 第45条 身体的拘束等の禁止 第46条 虐待等の禁止 第48条 秘密保持等 第49条 情報の提供等 第50条 利益供与等の禁止 第51条 苦情への対応等 第52条 地域との連携等 第1項 第53条 事故防止の対策 第54条 事故発生時の対応 第55条 会計の区分経理 第56条 記録の整備 第71条 運営規程
第5節	基準該当通所支援に関する基準
第80条	従業者及びその員数 指導員又は保育士 障害児数:10人までのもの:2人以上 障害児数:10人を超えるもの:障害児の数を5で除して得た数以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 基準当該放課後等デイサービスの単位

条 項	概 要
第81条	設備 指導訓練を行う場の確保、その他必要な設備、備品等 訓練指導行う場合は必要な機械器具等 設備、備品は事業の用に供する(ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない)
第82条	準用 第8条 管理者の設置 第13条 内容及び手続の説明及び同意 第14条 契約支給量の報告等 第15条 提供拒否の禁止 第16条 連絡調整に対する協力 第17条 サービス提供困難時の対応 第18条 受給資格の確認 第19条 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 第20条 心身の状況等の把握 第21条 指定障害児通所支援事業者等との連携等 第22条 サービス提供の記録 第23条 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等 第26条 障害児通所給付費の額に係る通知等 第2項 第27条 指定児童発達支援の取扱方針 第28条 児童発達支援計画の作成等 第29条 児童発達支援管理責任者の責務 第30条 相談及び援助 第31条 指導、訓練等 第33条 社会生活上の便宜の供与等 第35条 緊急時等の対応 第36条 通所給付決定保護者に関する市町村への通知 第37条 管理者の責務 第39条 勤務体制の確保等 第40条 定員の遵守 第41条 非常災害対策 第42条 衛生管理等 第43条 協力医療機関 第44条 重要事項の掲示 第45条 身体的拘束等の禁止 第46条 虐待等の禁止

条 項	概 要
	第48条 秘密保持等 第49条 情報の提供等 第50条 利益供与等の禁止 第51条 苦情への対応等 第52条 地域との連携等 第1項 第53条 事故防止の対策 第54条 事故発生時の対応 第55条 会計の区分経理 第56条 記録の整備 第61条 指定生活介護事業所に関する特例 第62条 指定通所介護事業所に関する特例 第71条 運営規程 第73条 基本方針 第77条 利用定員 第78条 通所利用者負担額の受領(第1項を除く)

【第5章 保育所等訪問支援（第83条～第90条）】

条 項	概 要
第1節	基本方針
第83条	基本方針
第2節	人員に関する基準
第84条	従業者及びその員数 訪問支援員:事業規模に応じて必要な数 児童発達支援管理責任者:1人以上 前項第2号の児童発達支援管理責任者:1人以上は専任かつ常勤
第85条	準用 第8条 管理者の設置
第3節	設備に関する基準
第86条	専用区画、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等 第1項の設備は事業の用に供する(ただし支障がない場合は併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる)
第4節	運営に関する基準
第87条	証明書の携帯
第88条	通所利用者負担額の受領
第89条	運営規程
第90条	準用 第13条 内容及び手続の説明及び同意 第14条 契約支給量の報告等 第15条 提供拒否の禁止 第16条 連絡調整に対する協力 第17条 サービス提供困難時の対応 第18条 受給資格の確認 第19条 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 第20条 心身の状況等の把握 第21条 指定障害児通所支援事業者等との連携等 第22条 サービス提供の記録 第23条 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等 第25条 通所利用者負担額に係る管理 第26条 障害児通所給付費の額に係る通知等 第27条 指定児童発達支援の取扱方針 第28条 児童発達支援計画の作成等

条 項	概 要
第90条	第29条 児童発達支援管理責任者の責務 第30条 相談及び援助 第31条 指導、訓練等 第33条 社会生活上の便宜の供与等 第35条 緊急時等の対応 第36条 通所給付決定保護者に関する市町村への通知 第37条 管理者の責務 第39条 勤務体制の確保等 第42条 衛生管理等 第44条 重要事項の掲示 第45条 身体的拘束等の禁止 第46条 虐待等の禁止 第48条 秘密保持等 第49条 情報の提供等 第50条 利益供与等の禁止 第51条 苦情への対応等 第52条 第1項 地域との連携等 第53条 事故防止の対策 第54条 事故発生時の対応 第55条 会計の区分経理 第56条 記録の整備

【第6章 多機能型事業所に関する特例（第91条～第93条）】

条 項	概 要
第91条	従業者及びその員数に関する特例
第92条	設備に関する特例
第93条	利用定員に関する特例

【附則】

条 項	概 要
1	施行期日 平成25年4月1日

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 概要

【第1章 総則（第1条～第4条）】

条 項	概 要
第1条	趣旨
第2条	用語の意義及び字句の意味
第3条	指定障害児入所施設の資格
第4条	指定障害児入所施設等の一般原則

【第2章 指定福祉型障害児入所施設（第5条～第53条）】

条 項	概 要
第1節	人員に関する基準
第5条	従業者及びその員数 嘱託医:1人以上 看護師 自閉症児:おおむね障害児数を20で除して得た数以上 肢体不自由のある児童:1人以上 児童指導員及び保育士の総数:それぞれ1人以上 知的障害児:おおむね障害児数を4.3で除して得た数以上 (30人以下、当該数に1を加えた数) 盲ろうあ児:おおむね乳幼児数を4で除して得た数及び少年の数を5で 除して得た数の合計以上 (35人以下、当該合計数に1を加えた数) 肢体不自由のある児童:おおむね障害児数を3.5で除して得た数以上 栄養士:1人以上 調理員:1人以上 児童発達支援管理責任者:1人以上 自閉症児:医師 心理指導必要児5人以上:心理指導担当職員 職業指導を行う場合:職業指導員 専ら当該施設に従事する者(嘱託医除く) 支障がない場合、栄養士、調理員併設施設に従事できる 指定障害者支援施設の指定、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サー ビスとを同一施設で一体的に運営している場合のみなし基準
第2節	設備に関する基準
第6条	居室 調理室 浴室 便所 医務室 静養室 30人未満 知的:医務室、盲ろうあ:医務室、静養室を設けないことができる 知的障害のある児童:職業指導に必要な設備

条 項	概 要
第6条	盲児:遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備、浴室、便所手すり、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備 ろうあ児:遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映像に関する設備 肢体不自由のある児童:訓練室、屋外訓練場、浴室、便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備 居室の定員:4人以下 床面積:4.95㎡以上 乳幼児のみの居室の定員:6人以下 床面積:3.3㎡以上 男女の居室を別にすること 肢体不自由児:階段傾斜を緩やかにすること 第1項各号及び第2項 支障がない場合は居室を除く設備の共用 指定障害者支援施設の指定、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一施設で一体的に運営している場合のみなし基準
第3節	運営に関する基準
第7条	内容及び手続の説明及び同意
第8条	提供拒否の禁止
第9条	あっせん、調整及び要請に対する協力
第10条	サービス提供困難時の対応
第11条	受給資格の確認
第12条	障害児入所給付費の支給の申請に係る援助
第14条	居住地の変更が見込まれる者への対応
第15条	入退所の記録の記載等
第16条	サービスの提供の記録
第17条	指定福祉型障害児入所施設の設置者が入所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等
第18条	入所利用者負担額の受領
第19条	入所利用者負担額に係る管理
第20条	障害児入所給付費等の額に係る通知等
第22条	入所支援計画の作成等
第23条	児童発達支援管理責任者の責務
第24条	検討等
第25条	相談及び援助
第26条	指導、訓練等
第27条	食事

条 項	概 要
第28条	社会生活上の便宜の供与等
第29条	健康管理
第30条	緊急時等の対応
第31条	障害児の入院期間中の取扱い
第32条	給付金として支払を受けた金銭の管理
第33条	入所給付決定保護者に関する都道府県への通知
第34条	管理者による管理等
第35条	運営規程
第36条	勤務体制の確保等
第37条	定員の遵守
第38条	非常災害対策
第39条	衛生管理等
第40条	協力医療機関等
第41条	重要事項の掲示
第42条	身体拘束等の禁止
第43条	虐待等の禁止
第44条	懲戒に係る権限の濫用禁止
第45条	秘密保持等
第46条	情報の提供等
第47条	利益供与等の禁止
第48条	苦情への対応等
第49条	地域との連携等
第50条	事故防止の対策
第51条	事故発生時の対応
第52条	会計の区分経理
第53条	記録の整備

【第3章 指定医療型障害児入所施設（第54条～第59条）】

条 項	概 要
第1節	人員に関する基準
第54条	従業者及びその員数 医療法に規定する病院として必要とされる従業者と必要とされる数 児童指導員及び保育士:それぞれ1人以上 自閉症児:おおむね障害児数を6.7で除して得た数以上 肢体不自由のある児童:おおむね乳幼児数を10で除して得た数及び少年の数を20で除して得た数の合計以上 心理指導職員:1人以上(重症心身障害児に限る) 理学療法士又は作業療法士:1人以上(肢体不自由のある児童・重症心身障害児に限る) 児童発達支援管理責任者:1人以上 職業指導を行う場合:職業指導員(肢体不自由のある児童に限る) 専ら当該施設に従事する者 支障がない場合、併設施設に従事できる(障害児の保護に直接従事する従業者を除く) 指定障害者支援施設の指定、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一施設で一体的に運営している場合のみなし基準
第2節	設備に関する基準
第55条	医療法に規定する病院として必要とされる設備(病室に限る) 訓練室、浴室 自閉症児:静養室 肢体不自由のある児童:(義肢装具例外あり) 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業指導に必要な設備、義肢装具を制作する設備、浴室、便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備 肢体不自由児:階段傾斜を緩やかにすること 第1項各号及び第2項 支障がない場合は併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 療養介護に係る指定障害福祉サービスの指定、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一施設で一体的に運営している場合のみなし基準
第3節	運営に関する基準
第56条	入所利用者負担額の受領
第57条	障害児入所給付費の額に係る通知等
第58条	協力歯科医療機関(自閉症児除く)

条 項	概 要
第59条	準用 第7条 内容及び手続の説明及び同意 第8条 提供拒否の禁止 第9条 あっせん、調整及び要請に対する協力 第10条 サービス提供困難時の対応 第11条 受給資格の確認 第12条 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助 第13条 心身の状況等の把握 第14条 居住地の変更が見込まれる者への対応 第15条 入退所の記録の記載等 第16条 サービスの提供の記録 第17条 指定福祉型障害児入所施設の設置者が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 第19条 入所利用者負担額に係る管理 第21条 指定入所支援の取扱方針 第22条 入所支援計画の作成等 第23条 児童発達支援管理責任者の責務 第24条 検討等 第25条 相談及び援助 第26条 指導、訓練等 第27条 食事 第28条 社会生活上の便宜の供与等 第29条 健康管理 第30条 緊急時等の対応 第31条 障害児の入院期間中の取扱い 第32条 給付金として支払を受けた金銭の管理 第33条 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知 第34条 管理者による管理等 第35条 運営規程 第36条 勤務体制の確保等 第37条 定員の遵守 第38条 非常災害対策 第39条 衛生管理等 第41条 重要事項の揭示 第42条 身体拘束等の禁止 第43条 虐待等の禁止

条 項	概 要
第59条	第44条 懲戒に係る権限の濫用禁止 第45条 秘密保持等 第46条 情報の提供等 第1項 第47条 利益供与等の禁止 第48条 苦情への対応等 第49条 地域との連携等 第50条 事故防止の対策 第51条 事故発生時の対応 第53条 記録の整備

【附則】

条 項	概 要
1	施行期日 平成25年4月1日

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 概要

【第1章 総則（第1条～第22条）】

条 項	概 要
第1条	趣旨
第2条	最低基準の目的
第3条	用語
第4条	最低基準の向上
第5条	設備及び運営の水準の向上
第6条	児童福祉施設の一般原則
第7条	職員の一般的要件
第8条	職員の知識及び技能の向上等
第9条	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準
第10条	入所した者に対する平等取扱いの原則
第11条	虐待等の禁止
第12条	懲戒に係る権限の濫用禁止
第13条	衛生管理等
第14条	食事
第15条	入所者及び職員の健康診断
第16条	給付金として支払を受けた金銭の管理
第17条	規程
第18条	帳簿の整備
第19条	秘密保持等
第20条	苦情への対応等
第21条	非常災害対策
第22条	事故防止の対策等

【第2章 助産施設（第23条～第26条）】

条 項	概 要
第23条	基準概要
第24条	対象者
第25条	第2種助産施設の職員
第26条	第2種助産施設における異常分べんへの対応

【第3章 乳児院（第27条～第36条）】

条 項	概 要
第27条・第28条	基準概要 ① 10人以上の乳幼児を入所させる乳児院の設備 ・寝室(乳幼児1人につき2.47㎡以上) ・観察室(乳児1人につき1.65㎡以上) ・診察室 ・病室 ・ほふく室 ・相談室 ・調理室 ・浴室 ・便所 ② 10人未満の乳幼児を入所させる乳児院の設備 ・乳幼児の養育のための専用の室 (1室につき9.91㎡以上で、乳幼児1人につき2.47㎡以上) ・相談室
第29条・第30条	職員 ① 10人以上の乳幼児を入所させる乳児院の職員 ・小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 ・看護師(保育士又は児童指導員に代えることができる。ただし、10人の乳幼児の場合は2人以上、10人を超える乳幼児の場合は2人に、乳幼児がおおむね10人増すごとに1人以上の看護師を置かなければならない。合計数は7人を下回ってはならない。) ＜人数＞ 乳児及び満2歳に満たない幼児 おおむね1.6人につき1人以上 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね2人につき1人以上 満3歳以上の幼児 おおむね4人につき1人以上 ・保育士(上記以外に20人以下の乳幼児を入所させる施設には1人以上) ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員(資格要件有) ・栄養士 ・調理員(調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる) ・心理療法担当職員(資格要件有) ※心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又は保護者に行う場合

条 項	概 要
第29条・第30条	② 10人未満の乳幼児を入所させる乳児院の職員 ・嘱託医 ・看護師（1人を除き、保育士又は児童指導員に代えることができる。） ＜人数＞ 7人以上 ・家庭支援専門相談員（資格要件有） ・調理員又はこれに代わる者
第31条	乳児院の長の資格等
第32条	養育等
第33条	乳児の観察
第34条	自立支援計画の策定
第35条	業務の質の評価等
第36条	関係機関との連携

【第4章 母子生活支援施設（第37条～第44条）】

条 項	概 要
第37条	基準概要 ・母子室(1世帯につき1室以上、30㎡以上) ※調理設備 ※浴室 ※便所 ・相談室 ・集会、学習等を行う室 ・保育所に準ずる設備(付近にある保育所等利用できない等必要があるとき) ・医務室及び静養室(乳幼児30人以上を入所させる施設) (乳幼児30人未満を入所させる施設にあつては静養室)
第38条	職員 ・母子支援員 ＜人数＞ 10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる施設 2人以上 20世帯以上の母子を入所させる施設 3人以上 ・嘱託医 ・少年を指導する職員 ＜人数＞ 20世帯以上の母子を入所させる施設 2人以上 ・調理員又はこれに代わる者 ・心理療法担当職員(資格要件有) ※心理指導を行う必要があると認められる10人以上の母子に行う場合 ・個別対応職員(個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に支援を行う場合)
第39条	母子生活支援施設の長の資格等
第40条	母子支援員の資格
第41条	生活支援
第42条	保育所に準ずる設備（第5章の規定(第47条第2項を除く)を準用) ・保育士(1人を下回ってはならない) ＜人数＞ 乳幼児おおむね30人につき1人以上
第43条	関係機関との連携
第44条	準用（第34条及び第35条の規定）

【第5章 保育所（第45条～第52条）】

条 項	概 要
第45条	基準概要 ① 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所の設備 ・乳児室又はほふく室（乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上） ※保育に必要な用具の設置 ・医務室 ・調理室 ・便所 ② 満2歳以上の幼児を入所させる保育所の設備 ・保育室又は遊戯室（満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上） ※保育に必要な用具の設置 ・屋外遊戯場（満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上） ・調理室 ・便所 ③ 保育室等を2階・3階以上に設ける建物の要件
第46条	設備の基準の特例
第47条	職員 ・保育士 ＜人数＞ 乳児おおむね3人につき 1人以上 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人以上 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人以上 （認定こども園である保育所の場合） 短時間利用児 おおむね35人につき1人以上 長時間利用児 おおむね20人につき1人以上 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人以上 （認定こども園である保育所の場合） 短時間利用児 おおむね35人につき1人以上 長時間利用児 おおむね30人につき1人以上 ※1の保育所につき2人を下ってはならない。 ・嘱託医 ・調理員（調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる）
第48条	保育時間
第49条	保育の内容
第50条	保護者との連絡
第51条	公正な選考
第52条	利用料

【第6章 児童厚生施設（第53条～第56条）】

条 項	概 要
第53条	基準概要 ① 児童遊園等屋外の児童厚生施設の設備 ・広場 ・遊具 ・便所 ② 児童館等屋内の児童厚生施設の設備 ・集会室 ・遊戯室 ・図書室 ・便所
第54条	職員 ・児童の遊びを指導する者(資格要件有)
第55条	遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項
第56条	保護者との連絡

【第7章 児童養護施設（第57条～第65条）】

条 項	概 要
第57条	基準概要 ・児童の居室(1室の定員は4人以下 1人につき4.95㎡以上) ※乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下 1人につき3.3㎡以上 ※年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。 ・相談室 ・調理室 ・浴室 ・便所(男子用と女子用を別にすること。ただし少数の児童を対象として設けるときはこの限りではない) ・医務室及び静養室(30人以上の児童を入所させる施設) ・職業指導に必要な設備(入所している児童の年齢、適性等に応じて)
第58条	職員 ・児童指導員、保育士 ＜総数＞ 満2歳に満たない幼児 おおむね1.6人につき1人以上 - 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね2人につき1人以上 - 満3歳以上の幼児 おおむね4人につき1人以上 - 少年 おおむね5.5人につき1人以上 ※ただし45人以下の児童を入所させる施設にあつては更に1人以上を加える。 ・嘱託医 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員(資格要件有) ・栄養士(40人以下の児童を入所させる施設は置かないことができる) ・調理員(調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる) ・看護師(乳児が入所している施設に限る) ＜人数＞ 乳児おおむね1.6人につき1人以上 ※1の施設につき1人を下ってはならない。 ・心理療法担当職員(資格要件有) ※心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に行う場合 ・職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合)
第59条	児童養護施設の長の資格等
第60条	児童指導員の資格
第61条	養護
第62条	生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整

条 項	概 要
第63条	児童と起居を共にする職員
第64条	関係機関との連携
第65条	準用(第34条と第35条の規定)

【第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条）】

条 項	概 要
第66条	基準概要 ・児童の居室(1室の定員は4人以下 1人につき4.95㎡以上) ※乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下 1人3.3㎡以上 ※入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする ・調理室 ・浴室 ・便所(男子用と女子用とを別にする) ・医務室 ※(30人未満の児童を入所させる施設で、主として知的障害のある児童及び盲ろうあ児を入所させる施設にあつては設けられないことができる。) ・静養室 ※(30人未満の児童を入所させる施設で、主として盲ろうあ児を入所させる施設にあつては設けられないことができる。) ・職業指導に必要な設備(知的障害のある児童、盲ろうあ児を入所させる施設) ・遊戯室(盲ろうあ児を入所させる施設) ・訓練室(盲ろうあ児、肢体不自由のある児童を入所させる施設) ・音楽に関する設備(盲児を入所させる施設) ・浴室及び便所の手すり(盲児、肢体不自由のある児童を入所させる施設) ・特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備(盲児を入所させる施設) ・映像に関する設備(ろうあ児施設) ・屋外訓練場(肢体不自由のある児童を入所させる施設) ・施設の階段の傾斜を緩やかにすること。 (盲児、肢体不自由のある児童を入所させる施設)
第67条	職員 ・嘱託医(知的障害のある児童、自閉症児を入所させる施設の嘱託医は精神科又は小児科の診療経験を有する者) (盲ろうあ児を入所させる施設の嘱託医は眼科又は耳鼻咽喉科の診療又は小児科の診療経験を有する者) ・児童指導員、保育士 <人数> 知的障害のある児童、自閉症児、盲ろうあ児を入所させる施設 おおむね児童の数を4.3で除して得た数以上 ※ただし30人以下の児童を入所させる施設には更に1人以上を加える。 盲ろうあ児を入所させる施設 乳幼児おおむね4人につき1人以上 少年おおむね5人につき1人以上

条 項	概 要
第67条	※ただし35人以下の児童を入所させる施設には更に1人以上を加える。 肢体不自由のある児童を入所させる施設 おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上 ・医師（自閉症児を入所させる施設の医師は児童を対象とする精神科の診療経験を有する者） ・看護師（自閉症児、肢体不自由のある児童を入所させる施設） ＜総数＞ 児童おおむね20人につき1人以上（自閉症児） ・栄養士（40人以下の児童を入所させる施設は置かないことができる） ・調理員（調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる） ・児童発達支援管理責任者（厚生労働大臣が定める者） ・心理指導担当職員（肢体不自由のある児童を入所させる施設、資格要件有） ※心理指導を行う必要があると認められる5人以上の児童に行う場合 ・職業指導員（肢体不自由のある児童を入所させる施設）
第68条	生活指導及び学習指導
第69条	職業指導
第70条	入所支援計画の作成
第71条	保護者等との連絡
第72条	心理学的及び精神医学的診査
第73条	入所した児童に対する健康診断
第74条	準用（第63条の規定）

【第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第77条）】

条 項	概 要
第75条	基準概要 ・医療法に規定する病院として必要な設備 ・訓練室 ・浴室 ・静養室(自閉症児を入所させる施設) ・屋外訓練場(肢体不自由のある児童を入所させる施設) ・ギブス室(肢体不自由のある児童を入所させる施設) ・特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備 (肢体不自由のある児童を入所させる施設) ・義肢装具を製作する設備(肢体不自由のある児童を入所させる施設) ※他に適当な設備がある場合はこの限りではない。 ・階段の傾斜を緩やかにすること(肢体不自由のある児童を入所させる施設) ・浴室及び便所の手すり等機能の不自由を助ける設備 (肢体不自由のある児童を入所させる施設)
第76条	職員 ・医療法に規定する病院として必要な職員 ・児童指導員、保育士 ＜総数＞ (自閉症児を入所させる施設 おおむね児童の数を6.7で除して得た数以上) (肢体不自由のある児童を入所させる施設 乳幼児おおむね10人に1人以上 少年おおむね20人に1人以上) ・児童発達支援管理責任者 ・理学療法士又は作業療法士(肢体不自由のある児童、重症心身障害児を入所させる施設) ・施設長及び医師(肢体不自由のある児童を入所させる施設は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して経験を有する医師) (重症心身障害児を入所させる施設は、内科、精神科等の経験を有する医師) ・心理指導を行う職員(重症心身障害児を入所させる施設)
第77条	準用(第63条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条第2項の規定)

【第10章 福祉型児童発達支援センター（第78条～第82条）】

条 項	概 要
第78条	基準概要 ・指導訓練室(1室の定員はおおむね10人 2.47㎡以上) ※定員、面積は難聴児、重症心身障害児を通わせる施設を除く。 ・遊戯室(児童1人につき1.65㎡以上) ※重症心身障害児を通わせる施設を除く。 ・屋外遊戯場 ※重症心身障害児を通わせる施設を除く。 ・医務室 ※重症心身障害児を通わせる施設を除く。 ・相談室 ※重症心身障害児を通わせる施設を除く。 ・調理室 ・便所 ・児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 ・静養室(知的障害のある児童を通わせる施設) ・聴力検査室(難聴児を通わせる施設)
第79条	職員 ・嘱託医(知的障害のある児童を通わせる施設は精神科、小児科の診療経験を有する者) (難聴児を通わせる施設は眼科、耳鼻咽喉科の診療経験を有する者) (重症心身障害児を通わせる施設は内科、精神科等の診療経験を有する者) ・児童指導員、保育士 ＜人数＞ おおむね児童の数を4で除して得た数以上 ・保育士(上記以外に20人以下の乳幼児を入所させる施設には1人以上) ・栄養士(40人以下の児童を入所させる施設は置かないことができる) ・調理員(調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる) ・児童発達支援管理責任者 ・機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない場合は置かないことができる) ＜人数＞ おおむね児童の数を4で除して得た数以上 ※ただし、重症心身障害児を通わせる施設は1人以上 ・言語聴覚士(難聴児を通わせる施設) ＜人数＞ おおむね児童の数を4で除して得た数以上 ※ただし4人以上

条 項	概 要
第79条	・看護師(重症心身障害児を通わせる施設) <人数> おおむね児童の数を4で除して得た数以上
第80条	保護者等との連絡
第81条	入所した児童に対する健康診断
第82条	準用(第68条第1項、第70条、第72条の規定)

【第11章 医療型児童発達支援センター（第83条～第86条）】

条 項	概 要
第83条	基準概要 ・医療法に規定する診療所として必要な設備 ・指導訓練室 ・屋外訓練場 ・相談室 ・調理室 ・階段の傾斜を緩やかにすること ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
第84条	職員 ・医療法に規定する診療所として必要な職員 ・児童指導員 ・保育士 ・看護師 ・理学療法士又は作業療法士 ・児童発達支援管理責任者
第85条	入所した児童に対する健康診断
第86条	準用（第68条第1項、第70条、第80条の規定）

【第12章 情緒障害児短期治療施設（第87条～第92条）】

条 項	概 要
第87条	基準概要 ・児童の居室(1室の定員は4人以下、1人につき4.95㎡以上) ※男子と女子の居室は、別にする。 ・医務室 ・静養室 ・遊戯室 ・観察室 ・心理検査室 ・相談室 ・工作室 ・調理室 ・浴室 ・便所(男子用と女子用を別にする。) ※ただし、少数の児童を対象として設けるときはこの限りではない。
第88条	職員 ・医師(精神科又は小児科の診療経験を有する者)) ・心理療法担当職員(資格要件有) ＜人数＞ おおむね児童10人につき1人以上 ・児童指導員、保育士 ＜総数＞ おおむね児童の数を4.5人につき1人以上 ・看護師 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員(資格要件有) ・栄養士 ・調理員(調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる)
第89条	情緒障害児短期治療施設の長の資格等
第90条	心理療法、生活指導及び家庭環境の調整
第91条	関係機関との連携
第92条	準用(第34条、第35条、第63条の規定)

【第13章 児童自立支援施設(第93条～第101条)】

条 項	概 要
第93条	基準概要 ・学校教育法第3条の規定による小学校、中学校又は特別支援学校の設置基準における規定を準用(学科指導を行う場合の設備) ・第57条の規定を準用(第2号ただし書を除く) ※ただし男子と女子の居室は別にしなければならない。
第94条	職員 ・児童自立支援専門員、児童生活支援員 ＜総数＞ おおむね児童の数を4.5につき1人以上 ・嘱託医 ・精神科の診療経験を有する医師又は嘱託医 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員(資格要件有) ・栄養士(40人以下の児童を入所させる施設は置かないことができる) ・調理員(調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる) ・心理療法担当職員(資格要件有) ※心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に行う場合 ・職業指導員(実習設備を設けて行う場合)
第95条	児童自立支援施設の長の資格等
第96条	児童自立支援専門員の資格
第97条	児童生活支援員の資格
第98条	生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整
第99条	児童と起居を共にする職員
第100条	心理学的及び精神医学的診査等
第101条	準用(第34条、第35条及び第64条の規定)

【第14章 児童家庭支援センター（第102条～第104条）】

条 項	概 要
第102条	基準概要 ・相談室
第103条	職員 ・法第44条の2第1項に規定する業務を担当する職員
第104条	支援を行うに当たって遵守すべき事項

【附則】

条 項	概 要
1	施行期日 平成25年4月1日
2	経過措置 乳児院の寢室の面積 施行日に現に存する乳児院(平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。)は、1人につき1.65㎡以上
3	母子生活支援施設の母子室の面積 施行日に現に存する母子生活支援施設(平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。)は、おおむね1人につき3.3㎡以上
4	児童養護施設の児童の居室の面積等 施行日に現に存する児童養護施設(平成23年6月17日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。)は、居室1室の定員は15人以下とし、1人につき3.3㎡以上
5	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所の乳児室又はほふく室の面積 施行日に現に存する保育所で、施行日前までに設置された保育所(施行日以後に増築され、又は改築されたものを除く。)の乳児室は、1人につき1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上
6	特例幼保連携保育所の特例
7	特例幼保連携保育所の保育室又は遊戯室の面積
8・9・10	特例幼保連携保育所の屋外遊技場の面積
11	特例幼保連携保育所の職員
11	準用(幼保連携施設を構成する幼稚園を新たに設置又は移転させる場合における保育所について)
12	6人以上の乳児を入所させる保育所に係る保育士の算定についての経過措置

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 概要

条 項	概 要
第1条	趣旨
第2条	基本方針
第3条	設備及び運営の水準の向上
第4条	配置、構造及び設備の一般原則
第5条	非常災害対策
第6条	苦情への対応等
第7条	帳簿の整備
第8条	職員
第9条	施設長の資格要件
第10条	設備の基準 ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・事務室 ・相談室 - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ・宿直室 ・居室 - 入所者1人あたり収納設備等を除きおおむね4.95㎡以上 - 主要な出入口は避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面すること - 寝具を収納するための押入れ等収納設備を設けること ・集会室兼談話室 ・静養室 ・医務室 - 入所者を診療するために必要な医薬品等を備えること ・作業室 ・食堂、調理室 - 食堂及び調理室を常に清潔に保つために必要な措置を講ずること ・洗面所 ・浴室 ・便所 ・洗濯室 ・消火施設その他非常災害に際して必要な設備 ・その他の設備 - 廊下、便所その他必要な場所への常夜灯を設けること - 火気を使用する部分是不燃材料を用いること

条 項	概 要
第11条	居室の入居人員
第12条	自立の支援等
第13条	給食
第14条	保健衛生
第15条	給付金として支払を受けた金銭の管理
第16条	関係機関との連携

【附則】

条 項	基準概要
1	施行期日 平成25年4月1日

児童福祉施設、指定障害児事業などに関する基準に対するパブリックコメント 実施結果について

1 概要

児童福祉施設、指定障害児事業などに関する基準について、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	児童福祉施設、指定障害児事業などに関する基準について
意見の募集期間	平成24年7月27日（金）～平成24年8月27日（月）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより8／1号、川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、各児童福祉施設へのチラシ掲示、施設長（保育所）への説明、保護者（保育所）への説明
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）

◇パブリックコメント以外に、施設を利用する保護者等から別途意見募集を行いました。

3 パブリックコメントの手続きで寄せられた意見について

	児童福祉施設	指定障害児通所支援	指定障害児入所施設等
意見提出数（意見件数）	106（136）	3（5）	0（4）
内訳）			
電子メール	15（23）	1（1）	0（0）
FAX	87（109）	※2（4）	※0（4）
郵送	1（1）	0（0）	0（0）
直接	3（3）	0（0）	0（0）

※当該2通4件の意見は、通所支援及び入所施設の両方にかかる意見であったため、通数としては通所支援に数えることとし、件数はそれぞれの意見として4件ずつ集計しています。

◇施設を利用する保護者からは、児童福祉施設6件、通所支援1件の意見がありました。

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、基準の趣旨に沿った御意見のほか、質問・要望等について御意見をいただきました。

いただいた御意見につきましては、条例(案)の趣旨に沿った意見や、施策の展開の参考とすべき御意見であったことから、今後の事業推進に生かすものとし、案のとおり条例制定の手続きを進めてまいります。

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が条例で制定する基準に沿った意見であるもの
- C 御意見の趣旨を、今後の施策の展開の参考とさせていただくもの
- D 条例で制定する基準や施策に対する要望の意見であり、提案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他

○パブリックコメントで寄せられた御意見の件数と市の考え方の区分

項 目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
児童福祉施設最低基準について	136	0	5	104	8	19
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について	5	0	0	0	2	3
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	4	0	0	0	2	2
合 計	145	0	5	104	12	24

5 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

○児童福祉施設最低基準について

（１）保育所の面積基準及び保育時間に関する意見について

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	乳児室の基準を現在より引き上げることに賛成する。 （同趣旨意見 他3件）	保育環境への配慮を十分に行い、引き続き施設整備の推進に取り組んでまいります。	B
2	平成25年4月1日以降に認可した保育所は、2歳未満の児童一人あたりの面積基準が広くなるように定められるのに、既存保育所は適用されないのはおかしい。床面積を広げられないなら、それに応じた定員数に変えていくべきである。	本市では、乳児の保育環境の向上を図るため、乳児室についても、ほふく室と同様に3.3㎡以上と規定することを考えておりますが、既存保育所（平成25年3月31日までに認可された保育所）について、乳児室を3.3㎡としますと、定員を減らさなければならない施設が多数存	D

		在し、市全体の保育受入枠に大きな影響が出てまいります。 したがって、既存保育所については、経過措置として、現行の基準(国基準)を当面継続することとし、居室に係る増築等を行う場合に、3.3㎡の基準を適用することが適当と考えております。	
3	2歳未満の児童一人あたり現在3.3㎡未満で運営している保育所について、経過措置を設けることが望ましい。	既存保育所(平成25年3月31日までに認可された保育所)については、現行の基準を当面継続することとし、居室に係る増築等を行う場合に、3.3㎡の基準を適用するものと考えております。	B
4	児童に対する保育を実施する時間(保育時間)と保育所が開所している時間(開所時間)が異なることを示すことが望ましい。	この条例で規定する保育時間は、保育所が開所している時間ではなく、児童一人ひとりの保育所でお預かりする時間について規定するものです。	D

(2) 人員に関する基準に関する意見について

1	保育士が、年次休暇や休憩・休息を取得する場合の代替保育士について、条例で規定してほしい。 (同趣旨意見 他90件)	この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準を定めるものでございますが、併せて、市が最低基準を向上させるよう努めること、児童福祉施設の設置者は最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させることを規定するものです。 この条例で規定する保育士の配置に関する基準については、児童の年齢に応じて必要となる保育士の数を最低基準として規定するものです。 現在、本市の保育所では、保育士が休暇や休憩を取得する場合にあっても、常時配置基準を満たすため、代替保育士を配置していますが、当	C
---	--	--	---

		該取組は、最低基準を超えて、運営を向上させるための取組であり、最低基準に規定することはなじまないものと考えます。	
2	基準にない専門的な（看護師、栄養士、用務員等）職員の配置基準などについても条例で規定してほしい。 （同趣旨意見 他 1 2 件）	この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準を定めるものでございますので、運営の向上に努めるための施策（例えば、看護師・栄養士等の専門職の配置）は、最低基準として規定することになじまないものと考えます。	C
3	児童の年齢に応じた保育士の数については、国基準を上回った基準を定めてほしい。 （同趣旨意見 他 4 件）	この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準についての最低基準を定めるものでございますので、職員に関する最低基準としましては、これまでの本市の保育状況を踏まえ、現行の国基準を条例に適用することが適当であると考えます。 ただし、施設が最低基準を超えて、設備及び運営の向上に努めなければならない旨の規定を設けてまいります。	D
4	「保育士の数は乳児おおむね 3 人に 1 人以上」のおおむねはおおよその意味であり、解釈の仕方によってはばらつきが出ると思われるので条例で使うべきではない。	児童数に応じた保育士数を算定する際は、算定式を定めていますので、解釈によってばらつきが生じることはございません。	D

（３）その他

1	事故を防ぐために何名必要なのか具体的に基準を明記してほしい。	事故防止対策等に関する市の独自基準につきましては、施設に対し事故防止のための対策や、事故が発生した場合の措置について講じることを定めたものです。 従いまして、具体的な人数について定めるものではございません。	E
---	--------------------------------	--	---

2	今回の条例制定の内容が難しく理解が困難である。一般の人にもわかりやすい説明資料が必要である。 (同趣旨意見 他1件)	貴重な御意見として承り、今後分りやすい説明資料の作成を心掛けて参ります。	E
3	意見募集をしていることを知らない人もいるので、周知方法について検討してほしい。 (同趣旨意見 他2件)	意見募集につきましては、市政だより、川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所(市政資料コーナー)、各児童福祉施設へのチラシ掲示により周知を図って参りました。また、保育所につきましては、施設長及び保護者への説明を行ってきたところでございますが、周知の方法を検討する上で貴重な御意見として今後の参考とさせていただきたいと存じます。	E

○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について

(1) 運営基準に関する意見について

	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	国の基準は最低基準であり、看護技術を持った職員の配置基準を設定するなど、医療ケアが必要な子どもや、より重い障害を持った子どもを受け入れを保障し、安心して施設を利用できるような基準にしてほしい。 (同趣旨意見1件)	現在、国の基準を適用することで、適切かつ効果的な通所支援が行えており、特に支障なく運営ができていますと考えておりますので、原則として国の基準を適用してまいりたいと考えております。 今後につきましても、障害児支援事業の充実に努めてまいりたいと考えております。	D

(2) その他

1	そもそも基準を守らなければ事業ができないのに、なぜ意見募集をするのか。	条例を制定するにあたり、広く皆様の御意見をいただいた上で制定することが望ましいと考えていることから意見募集を行ったところでございます。	E
2	国の基準が細かく規定されすぎていように思うが、条例でもこのよ	この基準については、国の省令で細かく規定されております。本市にお	E

	うに細かくするのか。	きまして、原則として国の基準を適用してまいります。	
3	放課後デイサービス設立時の物件の初期費用もしくは運営費として毎月の賃料を補助制度という形で補助（一部）してほしい。	この条例は、障害児通所支援事業所の指定に関する人員・設備及び運営に関する基準であります。御意見は今後の障害児施策の参考とさせていただきますと存じます。	E

○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等について

(1) 運営基準について

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	国の基準は最低基準であり、看護技術を持った職員の配置基準を設定するなど、医療ケアが必要な子どもや、より重い障害を持った子ども受け入れを保障し、安心して施設を利用できるような基準にしてほしい。 （同趣旨意見 1 件）	現在、国の基準を適用することで、適切かつ効果的な入所支援が行えており、特に支障なく運営ができていますと考えておりますので、原則として国の基準を適用してまいりたいと考えております。 今後につきましても、障害児支援事業の充実に努めてまいりたいと考えております。	D

(2) その他

1	そもそも基準を守らなければ事業ができないのに、なぜ意見募集をするのか。	条例を制定するにあたり、広く皆様の御意見をいただいた上で制定することが望ましいと考えていることから意見募集を行ったところでございます。	E
2	国の基準が細かく規定されすぎているように思うが、条例でもこのように細かくするのか。	この基準については、国の省令で細かく規定されております。本市におきまして、原則として国の基準を適用してまいります。	E

6 その他

(1) 児童福祉審議会からの意見について

児童福祉審議会から今回の条例制定について意見を聴取しました。

○児童福祉施設最低基準について

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方
1	母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、保育士の数は乳幼児おおむね 30 人につき 1 人となっています。これは、保育所の満 4 歳児以上の幼児に対する配置基準です。 特に低年齢児に対応できるよう手厚い職員配置基準にしてほしい。	現在、国の基準を適用することで、特に支障なく運営ができていると考えておりますので、原則として国の基準を適用してまいりたいと考えております。 また、本市の母子生活支援施設においては、母子支援員など、保育士以外に子どもに関わる職員も配置されており、状況によって柔軟な対応を行っているところでございます。
2	乳児院の心理療法担当職員の配置について、条件をつけずに配置するのが望ましい。	心理療法担当職員の配置につきましては、施設の運営費に係る規定が国において別に定められており、児童福祉施設の設備及び運営の基準と同様に規定されております。 この条例で心理療法を行う必要があるかどうかに関わらず、心理療法担当職員を配置するとし、該当するケースがない場合、運営費に係る規定においては、条件を満たせずに施設側が運営費の補助を受けられないこともあり、施設の運営が厳しくなることも考えられますので、現行の国基準を条例に適用することが適当と考えております。

(2) 施設を利用する保護者からの意見について

パブリックコメントとは別に、保育所の保護者説明会を契機として今回の条例制定について別途意見を聴取しました。

○児童福祉施設最低基準について

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方
1	保育士が、年次休暇や休憩・休息を取得する場合の代替保育士について、条例で規定してほしい。 （同趣旨意見 他 4 件）	この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準を定めるものでございますが、併せて、市が最低基準を向上させるよう努めること、児童福祉施設の設置者は最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させることを規定するものです。 この条例で規定する保育士の配置に関する

		基準については、児童の年齢に応じて必要となる保育士の数を最低基準として規定するものです。 現在、本市の保育所では、保育士が休暇や休憩を取得する場合にあっても、常時配置基準を満たすため、代替保育士を配置していますが、当該取組は、最低基準を超えて、運営を向上させるための取組であり、最低基準に規定することはなじまないものと考えます。
2	児童の年齢に応じた保育士の数については、国基準を上回った基準を定めてほしい。	この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準についての最低基準を定めるものでございますので、職員に関する最低基準としましては、これまでの本市の保育状況を踏まえ、現行の国基準を条例に適用することが適当であると考えます。 ただし、施設が最低基準を超えて、設備及び運営の向上に努めなければならない旨の規定を設けてまいります。

○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方
1	放課後等デイサービスの利用をしているが、親の話も親身に聞いてくれる雰囲気もあり安心できる。保護者会、研修会等、体育的な余暇活動等サービスも充実している。放課後支援の場が確保されている川崎市はとても恵まれており、今後も利用者側に立ったサービスの提供をお願いしたい。	放課後支援につきましては、本市として事業の充実を図ってきたところでございます。今後につきましても、放課後等デイサービス事業の拡充を図るとともに、利用される方々の御意見などをふまえ、事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

（３）関係団体からの意見について

川崎市社会福祉協議会及び神奈川県社会福祉協議会から今回の条例制定について意見をいただきました。

○児童福祉施設最低基準について

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方
1	「川崎市民間保育所運営基準」（平成 24 年 4 月 1 日付け 22 川市保第	「川崎市民間保育所運営基準」は、保育所の最低基準、さらに本市独自の施策を踏まえ、

	2191号)の内容(国の基準を上回った市の独自基準)をできる限り条例に明文化してほしい。	民間保育所に求める運営内容を規定するものです。 一方、この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準を定めるものでございますので、最低基準を維持し、運営内容の向上に努めるための施策は、最低基準として規定することになじまないものと考えます。
2	保育士が、年次休暇や休憩・休息を取得する場合の代替保育士について、条例で規定してほしい。	この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準を定めるものでございますが、併せて、市が最低基準を向上させるよう努めること、児童福祉施設の設置者は最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させることを規定するものです。 この条例で規定する保育士の配置に関する基準については、児童の年齢に応じて必要となる保育士の数を最低基準として規定するものです。 現在、本市の保育所では、保育士が休暇や休憩を取得する場合にあっても、常時配置基準を満たすため、代替保育士を配置していますが、当該取組は、最低基準を超えて、運営を向上させるための取組であり、最低基準に規定することにはなじまないものと考えます。
3	乳児室の居室面積について、平成25年3月31日までに認可された保育所は、条例施行後も改築等をするときまでは従来の国基準を適用するとされていますが、改築時といった表現ではなく、期日を明記した目標を打ち出してください。	現行の国基準は、本市でのこれまでの保育所の運営状況から見て、子どもの安全確保について、特に支障がないものと考えています。従って、乳児室に係る居室面積の規定は、期日を定めて、全保育所がその期日までに移行することを求めるものではありません。
4	児童の取り巻く環境や児童福祉施設の現状等をふまえ、児童の適正な養育環境を確保し、処遇を向上させるため、国基準を上回った基準を定めてほしい。	この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準を定めるものでございますので、児童の処遇の向上に努めるための施策は、その状況に応じて対応する必要があり、最低基準として規定することになじまないものと考えます。 今後につきましても、児童の適正な養育環境を確保し、処遇の向上を図るとともに、関係

		団体の御意見などを踏まえ、事業の充実に努めてまいりたいと考えております。
5	乳児院等の居室等の設備について、部屋ごとの実情に合わせて、有効に活用できる基準としてほしい。	この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準を定めるものでございますので、現行の国基準を条例に適用することが適当と考えます。 なお、施設の設備整備にあたりましては、施設の実情に合わせて有効に活用できるよう、関係機関と調整を進めてまいりたいと考えております。
6	各施設の長が受けなければならない研修の実施者について、厚生労働大臣が指定する者だけでなく、市長が指定する者も加えていただきたい。	この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準を定めるものでございますので、研修の目的や講義内容等、質の高い研修を確保するため、実施者については、現行の国基準を条例に適用することが適当と考えております。

7 問い合わせ先

○児童福祉施設最低基準について

川崎市市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課

電話：044-200-3534

FAX：044-200-3190

○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について

○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について

川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

電話：044-200-3233

FAX：044-200-3638

婦人保護施設に関する基準に対するパブリックコメント実施結果について

1 概要

婦人保護施設に関する基準について、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	婦人保護施設に関する基準について
意見の募集期間	平成24年7月27日（金）～平成24年8月27日（月）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより8／1号、川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所へのチラシ掲示
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）

3 パブリックコメントの手続きで寄せられた意見について

	婦人保護施設
意見提出数（意見件数）	0
内訳）	
電子メール	0
FAX	0
郵送	0
直接	0

4 今後の対応

パブリックコメントの結果、意見はございませんでした。
 今後は、案のとおり条例制定の手続きを進めてまいります。

5 問い合わせ先

川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

電話：044-200-2672 FAX：044-200-3638

市民委員会資料②

1 平成24年第4回定例会提出予定議案の説明

(12) 議案第233号 南部地域療育センターの指定管理者の指定について

参考資料 議案第233号参考資料

市民・こども局こども本部

(平成24年11月21日)

議案第 2 3 3 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	南部地域療育センター
(2) 所在地	川崎市川崎区中島 3-3-1
(3) 設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
(4) 設置目的	障害児等に対する通所支援
(5) 施設の事業内容	児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、特定相談支援事業、ほか
(6) 現在の管理者	公営
(7) 現在の管理運営費	452,576千円（新施設を直営で実施した場合の本市負担想定額）

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
所 在 地	川崎市高津区久地 3-13-1
代 表 者 名	理事長 長谷川 忠司
設 立 年 月	昭和 61 年 2 月
資 産 総 額	51億6943万5536円
職 員 数	理事 8 人、監事 2 人、職員 436 人
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事 業 概 要 (23年度)	障害者支援施設、特別養護老人ホーム、障害福祉サービス事業など川崎市内において実施
決 算 (23年度)	事業活動収支（平成 23 年度） 収 入 10,059,895千円 支 出 9,851,588千円 当期活動収支差額 208,307千円

3 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画（主な提案内容）

- ・発達障害児や重複障害児への支援、センター内の部門にとらわれない柔軟な対応の実施
- ・長期休暇などを利用して社会生活力向上を狙った学齢児への訓練等
- ・既に法人として運営している障害者施設と連携した成人期への移行対応 等

6 収支計画

（単位：千円）

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
収 入	442,040	442,040	442,040	442,040	442,040	2,210,200
指定管理料	336,000	336,000	336,000	336,000	336,000	1,680,000
利用料等	97,200	97,200	97,200	97,200	97,200	486,000
その他の収入	8,840	8,840	8,840	8,840	8,840	44,200
支 出	442,040	442,040	442,040	442,040	442,040	2,210,200

別紙

南部地域療育センターの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：2団体（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団・社会福祉法人県央福祉会）

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】 赤塚 光子 （元立教大学コミュニティ福祉学部教授）
 【学識経験者】 渡部 匡隆 （横浜国立大学人間科学部教授）
 【学識経験者】 鈴木 文治 （田園調布学園大学人間福祉学部教授）
 【公認会計士】 新井 努 （新井公認会計士事務所所長）
 【 その他 】 地主 弘 （公益社団法人けいしん神奈川理事長・中小企業診断士）

3 選定理由

社会福祉法川崎市社会福祉事業団は、長年に渡り市内において社会福祉事業を実施してきたことから、川崎市における障害児支援の課題についても把握し、その対応策についても現在運営している施設との連携等による支援という現実的な提案内容であった。

また、南部地域療育センターが複合施設であることも意識した提案がされており、法人としての経営状況も良好であることから、総合的に判断し選定を行った。

4 審査結果（※基準点600点以上）

選定基準	配点	指定管理 予定者	社会福祉法人 県央福祉会
①提案内容に対する評価	425点	323点	265点
②経費に対する評価	175点	105点	109点
③安定性・継続性に対する評価	200点	139点	123点
④応募団体に対する評価	150点	112点	97点
⑤応募団体の取組みに対する評価	50点	33点	29点
合 計	1000点	712点	623点

5 法人からの提案額

年額336,000千円